物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い（抜粋）

国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）における建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）を除く物品の購入及び製造，役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し，業者に対し取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合及び入札談合に関する情報等に対応する必要が生じた場合の取扱いについては次のとおりとする。

１．取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合

(1) 取引停止の措置

本学が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する業者が次に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は，一定期間本学との取引及び本学に対する営業活動をさせないことができる。

(2) 取引停止の措置基準

区　分	措置要件	取引停止期間
① 過失による粗雑な契約履行	・本学発注の物品購入等契約の履行に当たり，過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（この結果により生じた契約不適合が軽微であると認められるときを除く）	認定をした日から １か月以上６か月以内
② 契約違反	・①に掲げる場合のほか，本学発注の物品購入等契約の履行に当たり，契約に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき	認定をした日から ２週間以上４か月以内
③ 落札決定後の契約締結の辞退	・本学発注の物品購入等契約に係る一般競争契約，指名競争契約において，落札者として決定した後に契約締結の辞退をしたとき	認定をした日から ２週間以上４か月以内
④ 契約辞退	・本学発注の物品購入等契約において，契約締結後，履行開始前に当該契約を辞退したとき	認定をした日から ２週間以上４か月以内
⑤ 競売入札妨害又は談合	ア本学に係る物品購入等契約において，次の(a)，(b)又は(c)に掲げる者が，刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (a) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。） (b) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時，物品購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(a)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	逮捕又は公訴を知った日から ３か月以上12か月以内 ２か月以上12か月以内

	(c) 業者の使用人で(b)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	１か月以上12か月以内
	イ本学以外の公的機関の物品購入等契約において，次の(a)，(b)又は(c)に掲げる者が，刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで，かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき (a) 代表役員等 (b) 一般役員等 (c) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から ２か月以上12か月以内 １か月以上12か月以内 １か月以上12か月以内
⑥ 不正行為	ア本学に対し架空請求を行ったとき	認定をした日から ３か月以上24か月以内
	イ納品の事実を偽ったとき	認定をした日から ３か月以上24か月以内
	ウ本学の許可を得ないで，物品の貸付，試供品の提供，その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行ったとき	認定をした日から １か月以上12か月以内
	エ提出書類に意図的な虚偽があったとき	認定をした日から ２か月以上18か月以内
	オ本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき	認定をした日から １か月以上６か月以内
	カその他本学が不正と認めた場合	上記ア～オを考慮し財務部長が決定
⑦ 不誠実行為	・本学に対し不誠実な行為を働いたとき	認定をした日から １か月以上９か月以内
⑧ 贈賄	ア次の(a)，(b)又は(c)に掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (a) 代表役員等 (b) 一般役員等 (c) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から ４か月以上12か月以内 ３か月以上９か月以内 ２か月以上６か月以内
	イ次の(a)，(b)又は(c)に掲げる者が本学以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで，かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき (a) 代表役員等 (b) 一般役員等 (c) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３か月以上９か月以内 １か月以上６か月以内 １か月以上３か月以内

⑨ 独占禁止法違反行為	ア本学に係る物品購入等契約において，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき	認定をした日から３か月以上９か月以内
	イ本学以外の公的機関の物品購入等契約において，独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき	認定をした日から２か月以上９か月以内
⑩ その他	ア業者が取引停止期間中であるにもかかわらず，本学において営業行為を行ったとき	取引停止期間終了日から１か月以上９か月以内
	イ本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたときで，かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき	社会的影響度等を考慮し財務部長が決定
	ウ前各号に掲げる場合のほか，特別の事由により本学発注の物品購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき	財務部長が決定

(3) 取引停止の通知

取引の停止をするときは，本学総長名で当該業者に通知するとともに，本学ホームページ上でその概要を公表する。

なお，ホームページにて取引停止の措置状況の概要の公表は，下記により取り扱うものとする。

① 公表の期間について

取引停止の公表は，業者に対して講ずる取引停止の始期から終期までの期間とする。

② 公表する事項について

公表する事項は，次のとおりとする。なお，公表形態については，別紙様式３９のとおりとする。

ア 取引停止の措置を講じる相手方（ただし，実名は公表しない。なお，取引停止の措置を講じることとなった理由等により，本学として業者の実名を公表すると判断した場合は，この限りではない。）

イ 取引停止の措置の区分

ウ 取引停止の措置を講じることとなった理由

エ 取引停止の措置の内容

オ 取引停止の措置を講じる期間

(4) 取引停止の特例

① 一の事案により２以上の措置要件に該当するときは，取引停止期間が最長のものを適用する。

② 取引停止措置を講じる業者について，当該業者が過去の不正取引について自己申告したことなどにより情状酌量すべき理由があるため，（２）の取引停止の措置基準（以下「措置基準」という。）で定める取引停止期間より短い期間を適用させる必要があると認められる場合は，財務部長の判断により，当該期間の２分の１の期間を限度として短縮することができるものとする。

③ 取引停止の措置を講じようとする業者について，極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため，措置基準で定める取引停止期間より長い期間を定める必要があると認められる場合は，財務部長の判断により，当該期間の２倍まで延長することができるものとする。

④ 取引停止の期間中の業者について，情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は，財務部長の判断により，前②・③及び措置基準で定める取引停止期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

⑤ 入札談合に関する情報等の事実確認のため，次項２（入札談合に関する情報等に対応する必要が生じた場合）の(2)（談合情報及び談合疑義事実対応マニュアルについて）基づく事情聴取の結果，談合の事実があったと認められないため誓約書を提出させたにもかかわらず，その後，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条若しくは第８条又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項若しくは第２項違反があったと認められる場合における取引停止の期間は，２倍にする。

⑥ 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は，当該業者について取引停止を解除する。

⑦ 取引停止の期間中又は当該期間の終了後３年を経過するまでの間に，措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は，２倍にする。

⑧ 措置基準に該当する事案で，当該措置要件毎に定める期間の長期（前③に定める期間を適用させる場合は当該期間）を経過した後にその事実を知り得た場合は，取引停止の措置は講じないものとする。ただし，当該事案が極めて悪質で，取引停止の措置を講じる必要があると認めた場合は，この限りではない。

⑨ 取引停止の期間中の業者であっても，当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は，財務部長の判断により，当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(5) 指名等の取消し

① 取引停止の措置を講じた業者について，現に，競争入札の指名を行い，又は見積書の提出を依頼している場合は，当該指名等を取り消す。

② 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は，入札書等の受理を取り消す。

(6) 取引停止期間中の下請等

取引停止の期間中の業者は，本学発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請させない。

(7) 警告又は注意の喚起

取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは，当該業者に対して，書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。